

# 介護保険 訪問看護重要事項説明書

## (令和6年6月1日現在)

### 1 法人の概要

法人の種別	株式会社セイファー
代表者名	服部 亮
所在地・連絡先	(住所) 東京都練馬区南大泉三丁目3番35号
	(電話) 03-5905-0928 (FAX)

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション きゅあ ひがどこ
所在地・連絡先	(住所) 埼玉県所沢市東所沢和田三丁目 11 番の14 ラ・メゾン105 (電話) 04-2951-8230 (FAX) 04-2951-8231
事業所番号	1162590263
管理者の氏名	川村 澄恵

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1		
看護師	8	4	4
理学療法士	2	2	
作業療法士	1	1	
事務	1	1	

#### (3) 事業の実施区域

事業の実施区域	所沢市・清瀬市
---------	---------

上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日(サービス営業日) 12月29日から1月3日を除く

営業日	営業時間
平日	9:00～17:30

### 3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

### 4 費用

料金の算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。(別紙「介護保険看護利用料金」参照)

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は一ヶ月分のご利用料金を全額お支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。

#### (1) 実施地域外の交通費

事業の実施地域外にお住まいの方は、その実施地域を越えた地点から自宅まで、片道1キロメートル20円の実費を徴収します。

#### (2) 訪問時の駐車費用

訪問時の車両駐車費用について、駐車場所を確保できないとき(注)は、コインパーキング等の駐車費用実費はお客様の負担となります。

(注)「駐車場を確保できないとき」とは、下記のケースがあげられます。

- ① お客様の敷地内外に駐停車スペースがなく、近隣道路にかかる「道路使用許可」がおりる条件に合致しないことが明らかなとき
- ② お客様の敷地内外に駐停車スペースがなく、近隣道路にかかる「道路使用許可」の申請を所轄警察署から却下されたとき

### ③ その他

尚、お客様の負担には、近隣道路にかかる「道路使用許可」の所轄警察署への申請から許可がおりるまでの期間に発生する費用を含みます。

### (3)衛生材料等について

処置等で必要な衛生材料はお客様でご購入いただきます。購入内容が分からぬ場合は当事業所で代行し、翌月利用料金と共にご請求させていただきます。

### (4)その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。また、死後の処置料は、15000円とします。

### (5) キャンセル料

契約者の都合によりサービスを中止する場合には、次のキャンセル料をいただきます。但し、お客様の病状の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は不要です。

利用日の前日に連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担分の全額

### (6) 利用料金の支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求書を発行いたしますので、請求月末までにお支払いください。お支払いの確認が取れ次第、領収書を発行します。

お支払い方法は、①現金 ②金融口座自動振替からご選択いただきます。なお、金融口座自動振替をご選択いただいた場合には、ご利用月の翌月末日に、ご指定の口座より振替させていただきます。

## 5 事故発生時の対応

利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 6 非常災害対策について

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- ① 委員会を概ね1年に1回開催するとともに職員に周知徹底します。
- ② 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な研修を実施します。

## 7 事業所の特色

事業の目的	ご契約者に対して、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご契約者の心身に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

その他

事 項	内 容
訪問看護計画の作成及び事後評価	看護師等が、お客様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。
従業員研修	年2回訪問看護の研修を行っています。
衛生管理	従業員の感染予防や清潔保持、健康管理や設備、備品の衛生管理を行っています。

## 8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 川村 澄恵 ご利用時間 9:00～17:30 ご利用方法 04-2951-8230
-------------	--

(1) 公的機関においても苦情申し出ができます

所沢市役所 介護保険課	04-2998-9420 (直通番号)
清瀬市役所 高齢支援課	042-492-5111 (代表番号)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (直通番号) * 対応時間 9時～17時
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談窓口担当	03-6238-0177 (直通番号)

## 9 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

## 10 高齢者虐待防止について

利用者様の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を整備します。
- ② 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ④ サービスの提供中に、当事業所の従業者または擁護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

## **11 身体拘束等の適正化について**

サービス提供にあたり、利用者またはほかの利用者などの生命を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

## **12 重要事項の掲示について**

当事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え介護サービス情報公表システムに掲載・公表します。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容および重要事項の説明を行いました。

年 月 日

【事業者】 事業者名 株式会社セイファー

住 所 東京都練馬区南大泉三丁目3番35号

代表者 代表取締役 服部 亮

【事業所】 事業所名 訪問看護ステーション きゅあ ひがとこ

住 所 埼玉県所沢市東所沢和田三丁目11番の14ラ・メゾン105

管理者 川村 澄恵

【説明者】 職 名 看護師

氏 名 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容および重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

【利用者】 住 所

氏 名 印

代理人(選任した場合)

住 所

氏 名 印